

総行経第33号
令和8年6月3日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務省自治行政局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方独立行政法人法の改正について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号。以下「第16次地方分権一括法」という。）が本日公布され、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部が改正されたところです。

各地方公共団体におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各地方公共団体が設立する地方独立行政法人に対してこの旨周知をお願いいたします。各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 解散時における債権の申出の催告の回数に関する事項

地方独立行政法人が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を3回以上から1回以上とすること。

第二 施行期日

第16次地方分権一括法の公布の日（令和8年6月3日）から起算して三月を経過した日（令和8年9月3日）から施行するものとされたこと（第16次地方分権一括法附則第1条柱書）。